

「即実践!! 電子契約

—電子契約・DX・文書管理（文書の電子化）の導入から運用まですべてを体験できる」追補等

①令和2年9月4日に総務省・法務省・経済産業省から「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A（電子署名法3条に関するQ&A）」が公表されましたことにより、初版第1刷（2020年8月24日）の内容から以下のもので変更させていただきます。

No.	本文頁	変更箇所	変更後
1	31 頁 17 行目	「電子署名 Q&A」	「2 条 Q&A」
2	31 頁 18 ～19 行目	「公表し……ふれま す。」	「公表し、また、総務省・法務省・経済産業省が連名で、同7月17日に「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」（以下、2条Q&Aといいます）を、同9月4日には、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A（電子署名法第3条関係）」（以下、3条Q&Aといいます）を公表しています。この2条Q&A、3条Q&Aについては、Q12、Q30で詳しくふれます。」
3	31 頁注 8	注 8 を差替え	「2 条 Q&A は、 http://www.moj.go.jp/content/001323974.pdf 。 3 条 Q&A は、 http://www.moj.go.jp/content/001327658.pdf 」
4	66 頁 5～ 13 行目	「電子契約サービスで……方法が考えられます。」	「また、立会人型の電子契約サービスを利用する場合に、利用者が登録して、そのあと、再度、そのサービスにアクセスする場合が一般です。この際に2要素認証などの仕組みが採用されており、また、その電子契約サービスプロバイダーが、業界的に標準的なセキュリティの要求事項に従って運営されている場合には、アクセス後になりすまし等がなされるリスクについては、技術的に対応がなされているといえることができるでしょう。そのような場合には、他人がなりすまして電磁的措置をなしたり、措置のなされたドキュメントが改ざんされたりするリスクは、きわめて低いといえることができるでしょう（3条Q&Aを参照のこと。）」
5	243 頁 10 行目・16 行目	「電子署名 Q&A」	「2 条 Q&A」
6	249 頁 7 行目	「同法 3 条」の前に追記	「この3条の推定効については、31頁で触れたように3条Q&Aが公表されています。3条は、①電子文書に電子署名法第3条に規定する電子署名が付されていること、②上記電磁的措置が本人の意思に基づき行われたものであること、の二つを満たす場合に、「真正に成立したものと推定する」という規定です。」
7	250 頁 10 ～16 行目	「すなわち……名言しています。具体的には、」	削除
8	251 頁 7 行目	7 行目～（2）の間に追記	「また、3条Q&Aは、立会人型の場合においても、この推定効が及びることを認めています。一般的な立会人型のモデルにおいては、一定のセキュリティ要求事項を満たしたサービスのもと、立会人たるプロバイダーのデジタル署名がなされることから操作者のクリック等の行為から、ドキュメントが裁判所に提示されるまでなりすまし・改変等がなされるリスクは、その技術的措置によって押さえ込まれているといえることができるでしょう。」
9	318 頁注 4	注 4 を差替え	「なお、この回答においては、同項第一号が作成にかかる意図を示すだけで十分であるのか、それとも、その措置から、作成者が一意に識別されるものでなければならないか、という点（243頁参照）については、明確ではありません。」
10	332 頁 9 ～26 行目	「3 条の推定効について……十分に考えられます。」	「3条の推定効について「本人による電子署名」には当たらず、推定効は働かないとしていました。その後、立会人型について、2条Q&Aで、一定の場合に、利用者の電子署名といえるものと見直しがなされたのは、前述のとおりです。そのような経緯を経て、3条Q&Aにおいては、①電子文書に電子署名法第3条に規定する電子署名が付されていること。②上記電子署名が本人（電子文書の作成名義人）の意思に基づき行われたものであること、の二つをみたした場合に、そのドキュメントの真正性が推定されるとしています。そして、立会人型のモデルの電子契約サービスについて、電子署名法第3条に規定する電子署名に該当するか否かは、一般論として、上記サービスは、利用者サービス提供事業者の間で行われるプロセス及び利用者の行為を受けてサービス提供事業者内部で行われるプロセスのいずれについても他人が容易に同一のものを作成することができないことが確かにされていると認められる場合【注11】には、電子署名法第3条の電子署名に該当するものと認められ、上記推定効が認められることとなるものと考えられます。もっとも、電子署名を行ったのが本人であるとの前提事実が裁判所により認定された場合に認められるものであることであることは留意が必要です（Q12参照）。」
11	332 頁注 11	注 11 を差替え	「一般に要求される相応の技術的水準に準拠している場合です。」

②次に、以下の箇所につき訂正させていただきます。

No.	本文頁	訂正箇所	訂正後
1	157 頁 6 行目	「瑕疵担保責任」	「契約不適合責任」
2	160 頁 18 行目	「基本取引契約書」	「取引基本契約書」
3	160 頁 18 行目・23 行目	「各契約」	「各個別契約」
4	161 頁 7 行目・12 行目	「瑕疵担保期間」	「契約不適合責任を負う期間」
5	187 頁 23 行目・194 頁 18 行 目・195 頁 8 行目・	「極秘」	「厳秘」
6	223 頁 9 行目	「・特定商取引法に基 づく交付書面等 (特定 商取引法 13 条)」	「・特定商取引法に基づく交付書面 (特定商取引法 4 条等)」
7	236 頁 2 行目	「(電子帳簿保存法)」	「(以下, 3 参照)」

読者の皆様にお手数をおかけしますことお詫び申し上げますとともに、謹んで上記のとおり変更・訂正をさせていただきます。